

「みんなのひかり」の初期契約解除について

以下サービス（電気通信役務）の契約にかかるお手続きについては、初期契約解除制度の対象です。

対象となるサービス	対象となるお手続き
みんなのひかり	新規申込（光回線新設）
	転用申込（フレッツ光からの転用）
	品目変更（みんなのひかりFファミリー⇔みんなのひかりMマンション）

お客様は、上記サービスにかかる手続き時に発行される「みんなのひかり 開通のご案内」書面をお客様が受領した日から起算して8日を経過するまでの間（受領日を初日として8日間）、書面により初期契約解除の請求を行なうことができます。初期契約解除の効力は、お客様が書面を発送した時に生じます。

1. サービス提供事業者

お客様は、初期契約解除の請求を行うことにより、①損害賠償もしくは違約金その他の金銭等を請求されることはありません。②ただし、初期契約解除までの期間において提供を受けた電気通信役務の料金、事務手数料及び既に工事が実施された場合の工事費は請求されます。この場合における②の金額は、上記サービスにかかる手続き時に発行される「みんなのひかり 契約のご案内」書面に記載された金額となります。③また、契約に関連して弊社がお客様から金銭等を受領している場合には、当該金額等（ただし、②で請求される金額を除きます）をお客様に返還いたします。

2. サービスに関する約款、規約、規定

弊社が初期契約解除制度について不実のことを告げたことによりお客様が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって、お客様が上記サービスにかかる手続き時に発行される「みんなのひかり 開通のご案内」を受領した日から起算して8日を経過するまでの間に初期契約解除の請求をしなかった場合、お客様は、弊社が発行する初期契約解除を行うことができる旨を記載した書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間（受領日を初日として8日間）、書面により初期契約解除の請求を行うことができます。初期契約解除の効力は、お客様が書面を発送した時に生じます。

3. サービス

弊社は、初期契約解除のご請求の書面を弊社が確認できた日をもって、初期契約解除の手続きを行います。初期契約解除の効力は、お客様が書面を発送した日から生じます。なお、弊社が初期契約解除の手続きを行った後は、契約解除の取り消しには応じられません。（再度、新規契約のお手続きが必要となります。）

4. お申込

初期契約解除についてのお問い合わせ先・書面を送付いただける宛先は以下のとおりです。

■初期契約解除のご請求・お問い合わせ

ご請求書・お問い合わせ先	光カスタマーセンター
ご請求方法	郵送のみ
ご郵送先	〒273-0011 千葉県船橋市湊町 2-6-33 NTT 船橋湊ビル 2F 光カスタマーセンター宛

お問い合わせ電話番号	0120-327-156 営業時間：平日 10:00～18:00 ※土日祝日、年末年始除く
------------	--

※初期契約解除請求書面の記載内容不備などにより、ご契約が特定出来ない場合や初期契約解除条件に合致しない場合、初期契約解除のご請求に応じられない場合があります。

5. 初期契約解除申告日の考え方

「対象サービス」をお申し込み後にお送りする「お申し込み内容のご案内」をお客さまが受領された日から起算して 8 日の間に、お客様からの書面の送付日が含まれている必要がありますが、弊社では郵便の「消印日」を「お客様の書面の送付日」として取り扱い、その日を初期契約解除申告日とさせていただきます。

※お電話での申告は受け付けませんので、ご了承ください。

6. 初期契約解除時にお客様にお支払いいただく費用について

契約解除までの期間における本サービスの利用料金及び、同時に契約解除となる付帯サービスの利用料金（通話料含む）等はお支払いいただきます。

対象サービスの提供に通常要する費用は、以下の請求上限金額の範囲で請求致します。既に上限金額を超えた金額をお支払いいただいた場合は、上限金額との差分の金額を返金します。

請求上限金額が適用される費用	請求上限費用
契約事務手数料	3,000 円
派遣を伴う戸建住宅向けの工事費	25,000 円
派遣を伴う集合住宅向けの工事費	23,000 円
派遣を伴わない工事費	2,000 円
土休日工事費	3,000 円
夜間・深夜の割増料金	10,200 円

※配線工事、時刻指定工事、LAN 配線工事、付帯サービス工事等、対象サービスの提供に通常要さない工事費等については、請求上限金額は適用されず、全額請求いたします。

7. その他注意点

- (1) 対象となるサービスに付随する付帯サービス等は初期契約解除時において自動的に契約解除となります。対象となるサービスに付随しないサービスおよび他事業者等が提供するサービスは自動的に契約解除とならない為、別途ご自身で契約解除のお申し込みが必要です。
- (2) 他事業者のサービスについては、弊社初期契約解除の対象外となるため、ご契約の会社へ連絡ください。
- (3) 初期契約解除し、N T T 東(西)日本が提供するフレッツ光やその他事業者が提供するサービスに乗り換える場合は、以下の留意点について、ご確認ください。

対象となるお手続き	みんなのひかり 新規申込の場合	みんなのひかり 転用申込の場合
お申込みキャンセル	・みんなのひかり及びみんなのひかり関連付帯サービスに関し、新規申込後から工事実施 3 日前(以下、「契約取消期限」といいます。)までに「お申込み・料金・契約変更・契約解除等に関するお問い合わせ」までご連絡いただくことにより、お申込みを取消することができます。	・みんなのひかりおよびみんなのひかり関連付帯サービスに関し、転用申込後から工事実施 3 日前(以下、「契約取消期限」といいます。)までに「お申込み・料金・契約変更・契約解除等に関するお問い合わせ」までご連絡いただくことにより、お申込みを取消することができます。

	<p>尚、契約取消期限を過ぎた後は、お申込みを取消することはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなのひかり工事実施 2 日前以降に初期契約解除のご請求をされ、N T T 東(西)日本の提供するフレッツ光やその他事業者が提供するサービスにお乗り換えされる場合、以下内容についてご確認・ご了承ください。 	<p>尚、契約取消期限を過ぎた後は、お申込みを取消することはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなのひかり工事実施 2 日前以降に初期契約解除のご請求をされ、N T T 東(西)日本の提供するフレッツ光やその他事業者が提供するサービスにお乗り換えされる場合、以下内容についてご確認・ご了承ください。
手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・乗り換え先のサービスを提供する事業者に対して、お客様がご自身で新規契約のお手続きをする必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乗り換え先のサービスを提供する事業者に対して、お客様がご自身で新規契約のお手続きをする必要があります。
工事	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなのひかりの解約に伴う工事(初期契約解除による廃止工事)およびお乗り換え先のサービスの回線開通工事が必要になります。 ・工事までには期間を要する場合があります、その期間はサービスがご利用いただけません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなのひかりの解約に伴う工事(初期契約解除による廃止工事)およびお乗り換え先のサービスの回線開通工事が必要になります。 ・工事までには期間を要する場合があります、その期間はサービスがご利用いただけません。
初期費用	<ul style="list-style-type: none"> ・乗り換え先サービスの初期費用(契約料、工事費等)が必要になります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乗り換え先サービスの初期費用(契約料、工事費等)が必要になります。
契約 ID 等	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなのひかり契約時に発行された契約 ID は、継続してご利用いただくことはできません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなのひかり転用時に移行された契約 ID は、継続してご利用いただくことはできません。
その他	—	<ul style="list-style-type: none"> ・N T T 東(西)日本が提供するフレッツ光にお乗り換え希望の場合は、転用によるお乗り換えはできません。みんなのひかりへ転用した光回線を解約(廃止)し、フレッツ光を新規でご契約する必要があります。



開通前・開通後のサービスに関する詳細やお問い合わせは

光カスタマーセンター：0120-327-156

みんなのひかり公式ホームページ：https://www.ntt-nexia.co.jp/

営業時間：平日 10:00~18:00 ※土日祝日、年末年始除く

※記載されている内容は 2018 年 6 月 1 日現在のものです。

※表示金額は全て税抜きです。